

佐賀県建築設計及び建築工事監理業務委託処理要領

(目的)

第1条 この要領は、「建築設計」、「建築工事監理」、「建築設計・工事監理」、「建築設計意図伝達」業務委託契約約款の第1条に基づき県において発注する建築物(附帯工事を含む。)の建築設計業務及び建築工事監理業務の委託について必要な事項を定め、業務の円滑かつ適正な執行を図ることを目的とする。

(委託の内容)

第2条 委託する建築設計及び建築工事監理業務の内容は、別に定める佐賀県建築設計業務委託共通仕様書及び佐賀県建築工事監理業務委託共通仕様書等による。

(契約の方法)

第3条 契約の方法は、指名競争入札、条件付一般競争入札、随意契約とする。

2 建築設計及び建築工事監理業務等の委託契約については、原則として次のとおりとする。

なお、発注工事の特性、内容、工期、及び特別な事情や発注者側の事務の効率化等を勘案する場合については、この限りではない。

(1) 建築設計業務受託候補者の選定方法及び選定の際の基本的な考え方は、別に定める「佐賀県建築設計候補者選定要領」(以下「選定要領」という。)による。

(2) 建築工事監理業務受託候補者の選定及び選定の際の基本的な考え方は、選定要領第4章から第6章までの規定を準用する。なお、建築工事監理業務の管理技術者(建築工事監理業務の責任者)は設計者と随意契約をする場合を除き当該工事の建築設計業務の管理技術者以外の者とする。ただし、設備工事の建築工事監理業務は除く。

(3) (2)の規定にかかわらず次の次に掲げる業務については、建築設計及び建築工事監理業務の効率的かつ円滑な執行を図るため建築設計及び建築工事監理業務を同一の者に発注することができるものとする。

(ア)単年度で設計から工事の完了まで行う建築工事等の建築設計及び建築工事監理業務

(イ)小規模な建築工事等で委託金額が少額な建築設計及び建築工事監理業務並びに建築設備単独の設備工事など改修工事の内、技術的な難易度の低い設備工事

(ウ)プロポーザル方式や設計競技方式等により建築設計業務を委託するもので、建築設計意図の伝達が困難な特殊な要素が含まれる建築工事監理業務

(4) 工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する標準業務に示されている建築設計意図伝達業務については、当該工事の設計者と随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)とする。

(建築設計及び建築工事監理委託料)

第4条 建築設計及び建築工事監理委託料は、別に定める「佐賀県建築設計・工事監理委託料算定基準」による。なお、特別な事情等がある場合については、この限りではない。

(建築設計及び建築工事監理上の瑕疵)

第 5 条 建築設計業務及び建築工事監理業務上の瑕疵については、発注者と受託者との間の協議を原則とし、受託者は誠意を持って修補に努めることとする。

附 則

1 本要領は、昭和 5 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 本要領は、昭和 5 9 年 4 月 1 日から改正する。

3 本要領は、平成 4 年 4 月 1 日から改正する。

4 本要領は、平成 1 0 年 4 月 1 日から改正する。

なお、「第 4 条 委託先の資格基準」については、建設業の登録更新の時期を捉え、平成 1 1 年 4 月 1 日より適用する。

5 本要領は、平成 1 5 年 4 月 1 日から改正する。

6 本要領は、平成 2 2 年 4 月 1 日から改正する。

7 本要領は、平成 2 5 年 4 月 1 日から改正する。

8 本要領は、平成 2 7 年 2 月 1 6 日から施行する。

9 本要領は、平成 3 0 年 1 2 月 1 日から改正する。